

2020年4月30日

就実大学・就実短期大学  
学生の皆様、保護者の皆様

学校法人就実学園

遠隔教育のための情報機器の取得費用等の支給について（第2報）

2020年4月16日付で理事長よりお知らせいたしました標記の件について、本日4月30日、3万円の普通為替証書を簡易書留にて保護者様宛に郵送させていただきました。証書の発行手続きに2週間の時間を要したため、お待たせしたことをお詫び申し上げます。

近日中にはお手元へ届くかと存じますので、情報機器の取得、通信環境の整備費用等に充当いただければ幸いです。

万が一、5月7日を過ぎても届かない場合は、誠に恐れ入りますが、メールにて下記にご連絡くださいますようお願いいたします。祝日の関係や地域によってはお届けまでに日数がかかる可能性があります。何卒ご了承ください。

なお、普通為替証書の有効期限は2020年11月2日までとなっております。期限までにお近くの郵便局で現金に換えてください。

【本件担当】

法人事務局 honbu@shujitsu.ac.jp

\*お問い合わせはメールにてお願いいたします。（件名を「未達」とし、本文に学生の氏名及び所属学科、住所・電話番号を明記してください。）

\*5月2日(土)から5月6日(水)まで休業しております。